

## <報道発表資料>

令和5年6月16日

### 職員の懲戒処分について

#### 1 事件の概要

当該職員は、令和2年8月12日、勤務時間中にSNSの自己使用アカウントの投稿欄に被害者の生命、身体等に危害を加える旨のメッセージを投稿し、脅迫した。

#### 2 処分の内容

対象職員 出納総務課 主任 男性（34歳）

処分内容 戒告

処分年月日 令和5年6月16日（金曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるとともに、職務上の義務に違反し、職務を怠った行為であると認められるので、処分するものである。